



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年5月12日火曜日 第2671号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課) ...	501
特別保護地区の指定案の縦覧 (2 件) (自然保護課) ...	501
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催 (2 件) (") ...	502
指定障害児通所支援事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ...	503
指定居宅サービス事業者の指定..... (") ...	503
指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ...	503
指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ...	504
指定居宅サービス事業の廃止..... (") ...	504
指定居宅介護支援事業の廃止..... (") ...	504
指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ...	504
指定介護老人福祉施設の指定の辞退..... (") ...	505
指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... (") ...	505
指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ...	505
指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ...	505
指定障害者支援施設の指定の辞退..... (") ...	506
指定一般相談支援事業者の指定..... (") ...	506
指定一般相談支援事業の廃止..... (") ...	506
土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ...	506
道路の供用開始 (県道壬生川新居浜野田線) (東予地方局管理課) ...	507
指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ...	507
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課) ...	507
土地改良区役員の就退任の届出 (3 件) (中予地方局農村整備第一課) ...	508
土地改良区役員の氏名の変更の届出..... (") ...	509
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (") ...	509
道路の区域変更 (一般国道494号) (中予地方局管理課) ...	510
道路の区域変更 (県道松山伊予線) (") ...	510
道路の区域変更 (県道松山空港線) (") ...	510
道路の区域変更 (県道伊予松山港線) (") ...	510
土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ...	511
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (") ...	511
公 告	
争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ...	511
雑 報	
環境影響評価書について..... (環境政策課) ...	511

告 示

○愛媛県告示第591号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成27年4月22日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成27年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
24	愛媛県猟友会 内山地区支部 一 柳 清 志	1 売りさばき人住 所 喜多郡内子町内	1 売りさばき人住 所 喜多郡内子町立

	子1515番地	山5000番地
2	代表者氏名 一 柳 清 志	2 代表者氏名 柴 田 勇
3	売りさばき所 喜多郡内子町内 子1515番地	3 売りさばき所 喜多郡内子町立 山5000番地

○愛媛県告示第592号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局今治支局森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥類の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課
東予地方局産業経済部今治支局森林林業課

○愛媛県告示第593号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900.9メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東

ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

亀谷鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町と喜多郡内子町との境界周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班

○愛媛県告示第594号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 平成27年 6月 3日（水）午前10時00分

2 場所 今治市旭町一丁目 4番地 9
今治支局 4階大会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成27年11月1日から

平成37年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

東予地方局産業経済部今治支局森林林業課
（電話 0898 - 25 - 2193）

○愛媛県告示第595号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成27年 6月10日（水）午前10時00分
- 2 場所 喜多郡内子町内子1515
内子町役場内子分庁舎 3階大会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
 - (1) 名称 亀谷鳥獣保護区特別保護地区
 - (2) 区域 喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900.9メートル）を起点とし、ここから稜

線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間 平成27年11月1日から
平成37年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班
(電話 0893 - 24 - 4131)

○愛媛県告示第596号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500160	社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所はびねす	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成27年 4月10日

○愛媛県告示第597号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社ペアレンツ	デイサービス子馬	愛媛県新居浜市高田二丁目5番63号	平成27年 3月 1日	通所介護
株式会社なごみ	デイサービスなごみ	愛媛県四国中央市土居町小林1205番地	平成27年 3月 1日	通所介護
株式会社アメニティサポート	ディサービス かざみどり	愛媛県四国中央市妻鳥町980番地 1	平成27年 3月 1日	通所介護
プログレス株式会社	ショートステイ 四つ葉	愛媛県四国中央市川之江町700番地 1	平成27年 3月 1日	短期入所生活介護
株式会社レインボーフラワー	デイサービスセンター セトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地 1	平成27年 3月 2日	通所介護

○愛媛県告示第598号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 の 名 称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
合同会社かえて	居宅介護支援事業所かえて	愛媛県新居浜市松神子四丁目1番21号	平成27年 3月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ペアレンツ	デイサービス子馬	愛媛県新居浜市高田二丁目5番63号	平成27年3月1日	介護予防通所介護
株式会社なごみ	デイサービスなごみ	愛媛県四国中央市土居町小林1205番地	平成27年3月1日	介護予防通所介護
プログレス株式会社	ショートステイ 四つ葉	愛媛県四国中央市川之江町700番地1	平成27年3月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社レインボーフラワー	デイサービスセンター セトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地1	平成27年3月2日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
四国中央市	通所介護事業所 ひうち荘	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日	通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
四国中央市	居宅介護支援事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
四国中央市	通所介護事業所 ひうち荘	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日	介護予防通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第603号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出があった。
平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
四国中央市	特別養護老人ホーム豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年 3月31日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第604号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。
平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人松風会近松内科	松風会近松内科	愛媛県今治市大正町三丁目6番12号	平成27年 3月22日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500631	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	渡 邊 謙	就労継続支援B型	指定就労継続支援B型事業所 まさき	新居浜市大生院1693番地の1	平成27年 4月1日
3810200646	株式会社しまなみサポート	今治市山路467番地1	八 木 啓 造	就労継続支援A型	あおぞら	今治市山路467番地1	平成27年 4月1日
3810600621	特定非営利活動法人カラフル	西条市吉田339番地	日 野 勉	生活介護	障がい者支援事業所の和	西条市丹原町高松甲246番地1	平成27年 4月1日
3810600621	特定非営利活動法人カラフル	西条市吉田339番地	日 野 勉	就労継続支援B型	障がい者支援事業所の和	西条市丹原町高松甲246番地1	平成27年 4月1日
3811300429	有限会社エクイティ	四国中央市中之庄町26番地1	淀 谷 雅 志	居宅介護	ライフケア紙ふうせん	四国中央市中之庄町26番地1	平成27年 4月1日
3811300429	有限会社エクイティ	四国中央市中之庄町26番地1	淀 谷 雅 志	重度訪問介護	ライフケア紙ふうせん	四国中央市中之庄町26番地1	平成27年 4月1日
3811300429	有限会社エクイティ	四国中央市中之庄町26番地1	淀 谷 雅 志	同行援護	ライフケア紙ふうせん	四国中央市中之庄町26番地1	平成27年 4月1日
3811300437	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴 木 太	短期入所	ロコサエ	四国中央市三島宮川2丁目2番6号	平成27年 4月1日

○愛媛県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300239	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴木 太	短期入所	口口サエ	四国中央市三島宮川2丁目2番6号	平成27年3月31日
3811300080	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	篠原 実	短期入所	身体障害者短期入所事業所豊寿園	四国中央市土居町津根2639番地	平成27年3月31日

○愛媛県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 者 支 援 施 設 の 設 置 者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	
3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	渡 邨 謙	就労継続支援B型	指定障害者支援施設まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	平成27年3月31日

○愛媛県告示第608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
381300409	特定非営利活動法人ぷかぷか	四国中央市豊岡町大町124番地の1	石 川 かおる	地域移行支援	相談さぼーと「夢の種」	四国中央市豊岡町大町124番地の1	平成27年4月1日
381300409	特定非営利活動法人ぷかぷか	四国中央市豊岡町大町124番地の1	石 川 かおる	地域定着支援	相談さぼーと「夢の種」	四国中央市豊岡町大町124番地の1	平成27年4月1日

○愛媛県告示第609号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定一般相談支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	廃止に係る指定一般相談支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3831300276	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴木 太	地域移行支援	権利擁護センターPandA-四	四国中央市三島宮川2丁目2番6号	平成27年3月31日
3831300276	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴木 太	地域定着支援	権利擁護センターPandA-四	四国中央市三島宮川2丁目2番6号	平成27年3月31日

○愛媛県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成27年 5月12日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	新居浜市新田町二丁目乙1756番6から 同乙1776番1まで	平成27年 5月12日

○愛媛県告示第612号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
平成27年 5月12日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成27年 5月 1日
- 3 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字横田1267番2の一部、1268番の一部、
1276番1の一部及び1276番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 32.63メートル
(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第613号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。
平成27年 5月12日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社伊豫総合サービス
伊予郡松前町大字北川原字七宝1648番地1、2
代表取締役 野村智久
- 2 工場の名称及び所在地
株式会社伊豫総合サービス
伊予郡松前町大字北川原字七宝1648番地1、2
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	100キログラム/回（2施設） 120キログラム/回（2施設）
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約7ヶ月

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8～19時	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～10 最大 6.0～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 250
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
	汚水等の1日当たりの量	通常 96（4施設） 最大 96（4施設）

備考 汚水等の量は、事業場内の洗浄施設から排出される量の合計

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約7ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	生物処理、物理処理及び物理化学処理
処理施設の型式	標準活性汚泥方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 5.55メートル 横 21.6メートル 高さ 8.15メートル
処理施設の能力	1日当たり120立方メートル処理

汚水等の処理の方式		活性汚泥法+急速ろ過+活性炭吸着	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~10 最大 6.0~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 250	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 98 最大 98	通常 98 最大 98

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 98 最大 98

○愛媛県告示第614号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	大 淵 康 高	伊予郡松前町大字筒井1869番地
"	石 丸 敏 彦	伊予郡松前町大字筒井262番地 1
"	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814番地
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169番地
"	国 田 郁 夫	伊予郡松前町大字筒井175番地
"	赤 星 文 人	伊予郡松前町大字筒井10番地 2
"	一 色 強	伊予郡松前町大字筒井215番地
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
"	仙 波 勲	伊予郡松前町大字筒井232番地 1
監 事	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井231番地 3
"	一 色 正 人	伊予郡松前町大字筒井395番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	中 島 正 直	伊予郡松前町大字筒井257番地
"	石 丸 敏 彦	伊予郡松前町大字筒井262番地 1
"	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814番地
"	渡 部 広 志	伊予郡松前町大字筒井161番地 1
"	豊 田 年 秋	伊予郡松前町大字筒井276番地 1
"	古 川 勝 美	伊予郡松前町大字筒井216番地 2
"	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井231番地 3
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
"	持 田 芳 経	伊予郡松前町大字筒井197番地11
監 事	赤 星 文 人	伊予郡松前町大字筒井10番地 2
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169番地

○愛媛県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	吉 田 弘	松山市下伊台町583番地 3
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451番地
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822番地
"	池 内 勝	松山市下伊台町967番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2

"	河 野 正 幸	松山下伊台町1708番地 6
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	大 崎 啓 三	松山市上伊台町895番地
監 事	西 山 国 広	松山下伊台町1458番地 2
"	片 山 正 男	松山下伊台町567番地 3
"	川 端 俊 典	松山市上伊台町205番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山下伊台町809番地 2
"	松 本 泉	松山下伊台町1003番地
"	寺 本 政 義	松山下伊台町544番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	重 松 一 広	松山下伊台町1733番地 2
"	吉 田 正 志	松山下伊台町299番地 2
"	松 岡 孝 雄	松山下伊台町1021番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
"	河 野 正 幸	松山下伊台町1708番地 6
"	岡 宮 寿	松山市上伊台町874番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	松 本 英 治	松山下伊台町1776番地
"	山 本 公 弘	松山下伊台町1005番地
"	松 田 保 憲	松山市上伊台町659番地

○愛媛県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	仙 波 信 雄	松山市平井町2981番地
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	高 市 清	松山市平井町1665番地 2
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 譲	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	和 田 和 義	松山市平井町1885番地 1
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	森 知 行	松山市平井町698番地
"	重 信 正 和	松山市平井町354番地
"	仙 波 正 幸	松山市平井町1033番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	高 市 忠 行	松山市平井町1697番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 譲	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	尾 形 節 夫	松山市平井町2785番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	松 澤 壘	松山市平井町2507番地 1
"	仙 波 雄 二	松山市平井町2975番地
"	高 市 健 生	松山市平井町1817番地 2

○愛媛県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	長谷川 学	長谷川 學

○愛媛県告示第618号

松山市朝生田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市朝生田町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市朝生田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年 5月13日から 6月 2日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	東温市河之内乙1620番127地先から 同市河之内乙1620番130地先まで	旧	メートル 5.1～11.3	キロメートル 0.393	
			新	11.2～47.9	0.393	

○愛媛県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山伊予線	伊予郡松前町大字出作243番2地先から 同大字186番2地先まで	旧	メートル 7.2～15.6	キロメートル 0.089	
			新	12.2～15.6	0.089	

○愛媛県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山空港線	松山市南吉田町1705番1地先から 同町1716番1地先まで	旧	メートル 15.0～15.0	キロメートル 0.189	
			新	15.8～25.2	0.189	

○愛媛県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町635番1から 同町1874番4まで	旧	メートル 9.1～13.0	キロメートル 0.812	
			新	11.2～60.0	0.906	

○愛媛県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 5月12日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遠 藤 昭 作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地

○愛媛県告示第624号

大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 5月12日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 縦覧に供すべき書類の名称

大洲市土地改良区 土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年 5月12日から 6月10日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年 5月 1日あったので公表する。

平成27年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事件 平成27年度夏季一時金その他に関する事項

2 日時 平成27年 5月13日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人真光會	松山市南高井1491

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○公 告

環境影響評価書について

環境影響評価法（平成 9年 6月13日法律第81号）第21条第2項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びその要約書を作成したので、同法第27条の規定によ

り、次のとおり公告する。

平成27年 5月12日

住友共同電力株式会社

代表取締役社長 山 本 一 心

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 住友共同電力株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 山本 一心

(3) 主たる事務所の所在地 愛媛県新居浜市磯浦町16番 5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 新居浜北火力発電所建設計画

(2) 種類 ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

(3) 規模 出力15万キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県新居浜市惣開町 5番 1号及び地先海域

4 関係地域の範囲

愛媛県新居浜市及び西条市

5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2）

新居浜市役所（愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番 1号）

西条市役所（愛媛県西条市明屋敷164番地）

住友共同電力株式会社本社（愛媛県新居浜市磯浦町16番 5号）

(2) 縦覧期間

平成27年 5月12日から平成27年 6月11日まで

（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

(3) 縦覧時間 9時から17時まで